

平成29年度第4回鳥取県規制改革会議

日時：平成30年3月22日（木）午後1時～

場所：県庁議会棟3階（第15会議室）

中部総合事務所1号館B棟2階（災害対策室）

西部総合事務所新館A棟2階（災害対策室）

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 鳥取県規制改革会議委員から出された提案・意見に係る対応方針案について資料1

(2) 平成30年度鳥取県規制改革会議の進め方について資料2

4 報告事項

(1) 行政手続コスト削減計画の最終とりまとめについて資料3

(2) 県庁内からの規制見直し提案の進捗状況について資料4

5 その他

6 閉会あいさつ

7 閉会

平成29年度第4回鳥取県規制改革会議 出席者名簿

日時:平成30年3月22日(木)午後1時～

場所:県庁議会棟3階(第15会議室)

中部総合事務所1号館B棟2階(災害対策室)

西部総合事務所新館A棟2階(災害対策室)

【鳥取県規制改革会議委員】

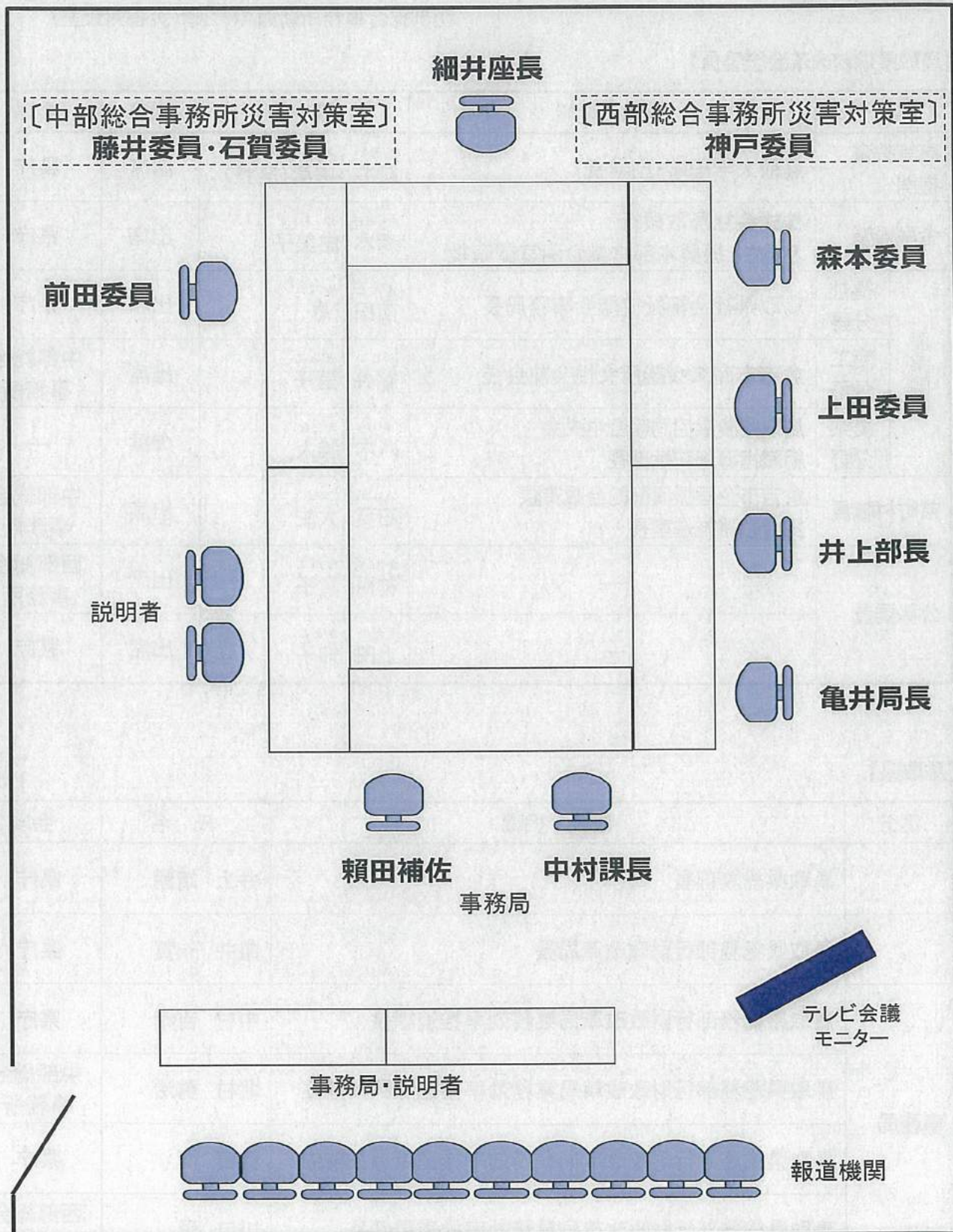
区分	所属・役職	氏名	出欠	会場
高等教育機関	鳥取大学理事・副学長	ほそい よしひこ 細井 由彦(座長)	出席	県庁
金融機関	株式会社鳥取銀行 ふるさと振興本部営業企画室調査役	もりもと ゆみこ 森本 由美子	出席	県庁
産業関係	福祉分野 鳥取県社会福祉協議会事務局長	まえた めぐむ 前田 恵	出席	県庁
	商工分野 倉吉市商工会議所女性会前会長	ふじい とよこ 藤井 豊子	出席	中部総合事務所
	農業分野 鳥取県農業協同組合中央会 組織指導部統括部長	やぎ まさと 八木 雅人	欠席	—
市町村職員	倉吉市企画振興部総合政策課 総合戦略推進室長	いしが たいせい 石賀 大生	出席	中部総合事務所
公募委員	—	かんべ たかこ 神戸 貴子	出席	西部総合事務所
	—	うえた さとこ 上田 知子	出席	県庁

【鳥取県】

区分	所属・役職	氏名	会場
	鳥取県総務部長	井上 靖朗	県庁
	鳥取県総務部行財政改革局長	亀井 一賀	県庁
事務局	鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課長	中村 吉孝	県庁
	鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課課長補佐	北村 勇治	中部総合事務所
	鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課課長補佐	頼田 慎	県庁
	鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課係長	川口 愛	西部総合事務所

平成29年度第4回鳥取県規制改革会議

H30.3.22
第15会議室



鳥取県規制改革会議委員からの規制改革提案に係る対応方針案

担当課

女性活躍推進課・産業振興課

1 提案の内容

提案事項名	託児機能付きサテライトオフィスの運用
提案内容	<p>○育児をしながら仕事をしたい人、企業社屋にいなくてもサテライトオフィス出勤ができる人だけが対象では利用者が限定されてしまうのではないか。(パソコンを使う事務仕事だけではなく、カウンセリングやエステなどの仕事にも利用できるようにしたら良いのでは。)</p> <p>○サテライトオフィスの実際の稼働率はどのようなものか。</p> <p>○サテライトオフィスが商談(セッション)に使えないのが一番のネックです。</p> <p>○また急に使いたい場合もあるが、毎日使用日の前日に連絡を入れるのは面倒。3ヶ月契約であることから、その間は受付さえすれば良いという前提があれば、使いやすいのではないか。</p>

2 規制の現状

規制の区分	条例 ・ 規則 ・ 要綱要領等 ・ 国の規制 ・ その他 ()
規制の名称	
規制の内容	

3 対応方針案

方針案区分	対応済み・見直し・ <u>現状維持</u> ・継続検討・対応不可・その他 ()
方針案の内容	<p>○サテライトオフィスは企業におけるテレワーク (ICT を活用した場所や時間にとられない柔軟な働き方) 試行の場として設置しているものであり、カウンセリングやエステなどの仕事での利用は想定していません。 勤務先の了承を得た方で、家庭と仕事の両立のための利用であれば、育児だけでなく、介護をしながら仕事をしたい人なども利用が可能です。</p> <p>○実際の稼働率は、5室中、2～3室が稼働している状況です。</p> <p>○サテライトオフィスは、テレワーク試行の場としての利用を想定しているため、オフィス内で商談することは想定していませんが、オフィス利用者が休憩時等に利用いただける共用スペースがありますので、このスペースを商談・接客等に利用していただくことは可能です。ただし、複数社が同時利用している場合は商談情報の漏えいや他の利用者への影響に配慮が必要となります。</p> <p>○テレワークの導入等を検討する企業に対し、1企業当たり3ヶ月を上限に1室を貸し出していますが、前日の連絡は不要で当日の受付のみで利用が可能です。ただし、託児サービスも利用される方は、別途託児サービスへの事前申込みが必要となります。 ※なお、従業員個人が勤務先の了承を得て随時利用の申込みもできますが、当日予約の場合、空きがなく利用をお断りすることも想定されることから、原則利用前日までの予約としています。(当日予約であっても、空きがあれば、利用は可能です。)</p>
理由等	○サテライトオフィスは、家庭と仕事が両立できる職場環境づくりを目的に、県内企業が在宅勤務など多様で柔軟な働き方を導入する上で、テレワーク試行の場として利用いただけるよう設置、試行的に運用しているため。

<p>備 考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)</p>	<p>○県内市町が小売業・サービス業等の創業支援を目的としたチャレンジショップ事業を実施していますので、こちらは事務仕事以外の利用も可能です。</p> <p><チャレンジショップ事業実施例></p> <p>米子市：米子市が小売業・サービス業を対象にチャレンジショップ「チャレンジ本舗」を実施（月額5,000円程度）</p> <p>倉吉市：倉吉商工会議所が空き店舗を活用し、お店を始めたい方に安価な家賃で貸し出すチャレンジショップ「あきない塾」を実施（最長1年間、月5,000円程度）</p> <p>湯梨浜町：湯梨浜町が空き店舗などで開業する場合の賃借料（住居部分を含む）の半額（最長1年間、月5万円を限度）を奨励金として交付</p> <p>○その他、今後、鳥取県産業振興機構（鳥取市若葉台）に設置する県内企業向けの貸しオフィスの空きスペースを、女性が働きやすい場（育児スペース等）として整備することも検討します。</p>
--	--



託児機能付き



サテライトオフィス

6月1日
オープン!

子育て期の女性などが働きやすい就労環境整備に向けて、在宅勤務・テレワーク制度といった多様で柔軟な働き方の導入を試行するためのオフィスとして、「サテライトオフィス」が本通商店街（本通ビル内）にオープンしました。

※近隣の保育所・託児サービスの利用により、子どもを預けて勤務することができます。

本通ビル2Fテレワークスペース

Wi-Fi環境のある個室（施錠可能）
のワークスペースです



本通ビル4F 託児スペース



3歳以上児は託児スペースにて
ファミリーサポートセンターを活用

本通ビル1F すぺーすComodo



0～2歳児はすぺーすComodoの
一時預りを活用

テレワークスペース概要

- ★簡易個室（5室）
全室鍵付、専用デスク、電源設備、
照明器具、緊急呼出ブザー
- ★共用設備
Wi-Fi、テーブル、ロッカー（鍵付）、
給湯ポット
- ★開所日 月～金曜日（祝日除く）
- ★開所時間 8:30～17:00
- ★利用できる託児サービス
0歳～2歳児 すぺーすComodo
3歳児以上 鳥取ファミリーサポートセンター

利用料

- サテライトオフィスのご利用は無料です。
（テレワークスペースのみの利用も可）
 - 本通パーキング（鳥取市栄町107-1）を
ご利用の方は無料サービス券を差し上げます。
 - 託児サービスは利用者負担
（※別途託児サービス提供者への申し込みが必要です）
 - すぺーすComodo（一時預かり）
1日2,000円（食事付き） 半日1,000円（食事なし）
- ※ファミリーサポートセンター利用料は、
すぺーすComodoに準じて利用料金の補てんあり。

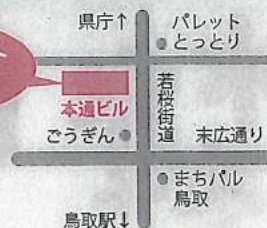
まずはお電話でお気軽にお問い合わせください。

申込・お問い合わせ先

鳥取本通商店街振興組合

〒680-0831 鳥取市栄町401番地 本通ビル4階
TEL:(0857)22-6611 FAX:(0857)22-6634
E-mail:hondori@hal.ne.jp URL:www.hondohri.com
営業時間: 8:30～17:00(土・日・祝祭日・年末年始はお休みです)

サテライト
オフィス



申込からご利用までの流れ

ご利用いただける方

ワークスペース (2階) 鳥取県内に事業所を有する企業・団体等に勤務し、仕事と子育て等との両立のため勤務先の了承を得てオフィスの利用を希望する者

託児スペース (4階) 3歳から概ね小学3年生までの児童

お問い合わせ・ご予約

まずはお電話にて
ご相談ください。
TEL: 0857-22-6611

託児についてのお申し込みは
すぺーす Comodo (0~2歳児)
TEL: 0857-29-6101
鳥取ファミリーサポートセンター
(3歳以上児) TEL: 0857-39-2761



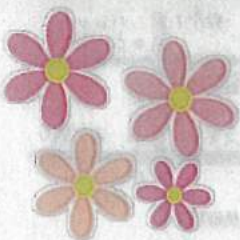
利用申請書提出



持参・FAX(0857-22-6634)
E-mail(hondori@hal.ne.jp)
等にて受付けております。

利用申請書は、鳥取本通商店街
振興組合に設置しているほか、
ホームページからダウンロード
もできます。
URL: www.hondohri.com

ご利用スタート



託児機能付

10月24日オープン

サテライトオフィス

サテライトオフィスとは？

子育て期の女性などが働きやすい就労環境整備に向け、鳥取県内に事業所を有する企業・団体等が、在宅勤務・テレワーク制度といった多様で柔軟な働き方の導入を試行するための施設です

通信環境の整ったテレワークスペースと託児スペースを整備。テレワークスペースで勤務しながら、同じビル内にある保育施設・託児サービスを利用することもでき、子どものそばで安心して勤務することができます

テレワークスペース概要

- ★簡易個室（5室）
全室鍵付、専用デスク、電源設備、照明器具、緊急呼出ブザー
- ★共用設備
Wi-Fi設備、テーブル、ロッカー（鍵付）、ミニキッチン、冷蔵庫

★開所日 月～金曜日(祝日除く)

★開所時間 8:30～17:30

★利用できる託児サービス

0歳～5歳児 保育ルーム・ミキッズ
小学1～3年生 米子ファミリーサポートセンター

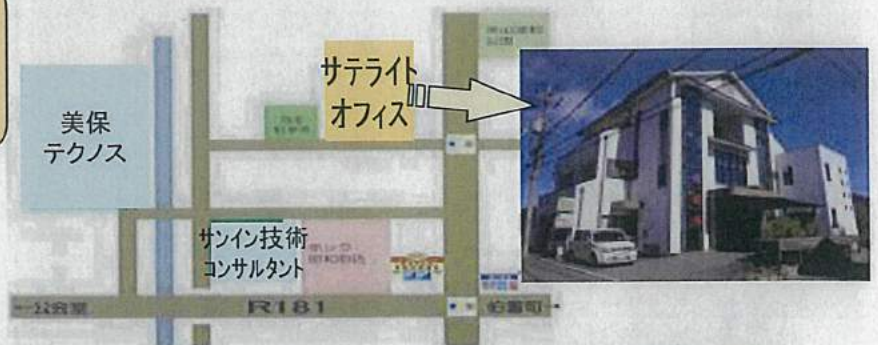
利用料など

- ★サテライトオフィスのご利用は**無料**（駐車場とも）
- ★テレワークスペースのみの利用も可能
- ★保育・託児サービスの利用料は利用者負担
保育ルーム・ミキッズ 400円/時間
米子ファミリーサポートセンター 600円/時間
- ★保育・託児利用料が以下の金額を超える場合は、超過部分の補填をうけることができます
0～2歳児 2,000円/1日
3歳児以上 1,000円/1日

【サテライトオフィス所在地】

米子市昭和町55-3 3階

3F	オフィス〔テレワークスペース 託児スペース〕
2F	保育ルーム・ミキッズ/管理事務所
1F	(昭和座デイサービス)



まずは、お電話でお気軽にお問い合わせください

管理事務所
保育ルーム・ミキッズ内
米子市昭和町55-3 2階

TEL/FAX 0859-21-0098
mail:mikids@hakuchou-care.jp
http://www.hakuchou-care.jp

サテライトオフィス ご利用までの流れ

ご利用いただける方

テレワークスペース・・・

鳥取県内に在住または鳥取県内に事業所を有する企業・団体等に勤務し、仕事と子育て等との両立のため勤務先の了承を得てオフィスの利用を希望する者

託児サービス・・・

0歳児から概ね小学3年生までの児童

お問合せ・ご予約



まずはお電話にて
ご相談ください
☎0859-21-0098

保育・託児サービスご利用希望をお伝えください。
ミキッズの利用調整、
ファミサポ利用希望の連絡等、調整いたします

利用申請書は、管理事務所に設置している他、ホームページからもダウンロードできます

<http://www.hakuchou-care.jp>



保育・託児サービスのお申し込み 詳しいお問合せは (別途申込が必要)

(0～5歳児) 保育ルーム・ミキッズ
☎0859-21-0098
米子市昭和町55-3 2階

(小学1年生～3年生) 米子ファミリー・トータル
☎0859-32-0016
米子市錦町1-139-3
ふれあいの里2階

オフィス利用規約に従って、ご利用ください



利用申請書提出

ご利用スタート



(3階) テレワークスペース



(2階) 保育ルーム・ミキッズ

運営主体: 白鳥ケアサービス(株)

**平成 29 年度第 3 回鳥取県規制改革会議における
委員からの提案・意見に係る対応について**

担当課	危機管理政策課
-----	---------

1 提案（意見）の内容

提案（意見） 内容	支え愛マップづくりの事業について、県の予算が成立してから社協で募集をかけるのが 6～7 月となる。町内会の会計期間は 1～12 月であり、役員の任期が終わる頃に募集を行うため活用が進まないことがある。早く募集をかけられるようになるとありがたい。
----------------------	--

2 規制の現状

規制の区分	条例 ・ 規則 ・ 要綱要領等 ・ 国の規制 ・ その他（ ）
規制の名称	
規制の内容	

3 対応方針（回答）案

方針案区分	対応済み・ 見直し ・現状維持・継続検討・対応不可・その他（ ）
方針（回答）案 の内容	平成 30 年度から、予算が県議会で議決されることが前提である旨を付記した上で、自治会等の会計年度である 1 月から広報を行うことで、早い時期から事業への取り組みを検討いただけるようにした。
理由等	
備考 （見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等）	

**平成 29 年度第 2 回鳥取県規制改革会議における
委員からの提案・意見に係る対応について**

担当課	緑豊かな自然課・くらしの安心推進課
------------	-------------------

1 提案（意見）の内容

提案（意見） 内容	鳥獣捕獲とその後の利活用は、セットで考えるべき。鳥獣の捕獲と利活用の規制について、教えてほしい。
----------------------	--

2 規制の現状

規制の区分	条例 ・ 規則 ・ 要綱要領等 ―― 国の規制 ・ その他（ ）
規制の名称	
規制の内容	

3 対応方針（回答）案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他（ ）
方針（回答）案 の内容	鳥獣の捕獲及び利活用の規制の概要は別紙のとおり。
理由等	
備 考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	

鳥獣の捕獲規制の概要

緑豊かな自然課

○「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」により、鳥獣の捕獲及び卵の採取は原則として禁止されている（法第8条）。

○次の場合には、必要な手続きを行った上で、鳥獣の捕獲等が認められる。

- ①狩猟により狩猟鳥獣を捕獲等する場合
- ②許可を受けて捕獲等する場合（有害鳥獣捕獲、学術研究、傷病鳥獣の保護 等）
- ③指定管理鳥獣捕獲等事業として捕獲等する場合

○捕獲した鳥獣等をその場に放置することは鳥獣保護管理法で禁止されており（法第18条）、持ち帰るか、埋設等により適切に処理することが必要。

→ 捕獲したシカ、イノシシ等を搬出しジビエ利用することについて、鳥獣保護管理法では規制されていない。

（参考）鳥獣の捕獲の種類と概要

区分	狩猟	有害鳥獣捕獲 （許可捕獲の一種）	指定管理鳥獣捕獲等事業
目的		農林業被害の防止	生息数と生息範囲の抑制
対象鳥獣	狩猟鳥獣（48種類）	許可された鳥獣、卵	指定管理鳥獣 （ニホンジカ）
捕獲方法	法定猟法 （網猟、わな猟、銃猟）	捕獲方法の定めなし	わな猟又は銃猟
実施時期	狩猟期 （11月15日～2月15日） ※イノシシ、シカは 11月1日～2月末	許可された期間 （通年も可能）	委託契約期間
実施主体	狩猟者	主に市町村	県
捕獲実施者		許可された者	認定鳥獣捕獲等事業者 （鳥取県猟友会）
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	捕獲許可の取得	事業委託契約

注）上表は鳥取県について作成したものであり、都道府県によって異なる部分がある。

食肉（ジビエ）に関する規制

くらしの安心局くらしの安心推進課

●概要

家畜肉（牛・豚など）の流通では以下に示すように食品衛生法に加え、と畜場法や食鳥検査法といった複数の法規制がかかる。一方、ジビエ（鹿・猪などの野生鳥獣肉）の流通では食品衛生法の規制（食肉処理業、食肉販売業、飲食店営業の許可）がかかるのみ。

そこで、厚生労働省は狩猟から消費に至るまでの各工程での安全性確保のための取組みとして、「野生鳥獣の衛生管理に関する検討会」を設け、HACCPに基づく衛生管理を盛り込んだ「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を作成。

本県も当該ガイドラインを網羅した「鳥取県野生獣肉衛生管理ガイドライン」に改訂し、法規制とガイドラインによる指導でジビエ肉の衛生確保に取り組んでいる。

●家畜とジビエの規制の違い



●「鳥取県野生獣肉衛生管理ガイドライン」による主な要求事項例

①狩猟工程

- ・散弾を使用しないこと
- ・食用部の食肉が汚染されないよう腹部を狙撃すること
- ・放血時は合成樹脂製手袋を着用すること
- ・狩猟した個体の外見、挙動を確認した上で、「個体受入・確認記録表」を作成し、2年間保管すること 等

②処理工程

- ・出荷前に銃弾の残存を金属探知機で確認することが望ましい
- ・製品を年2回検査することが望ましい
- ・出荷記録（販売先等）を記録し、2年間保管すること 等

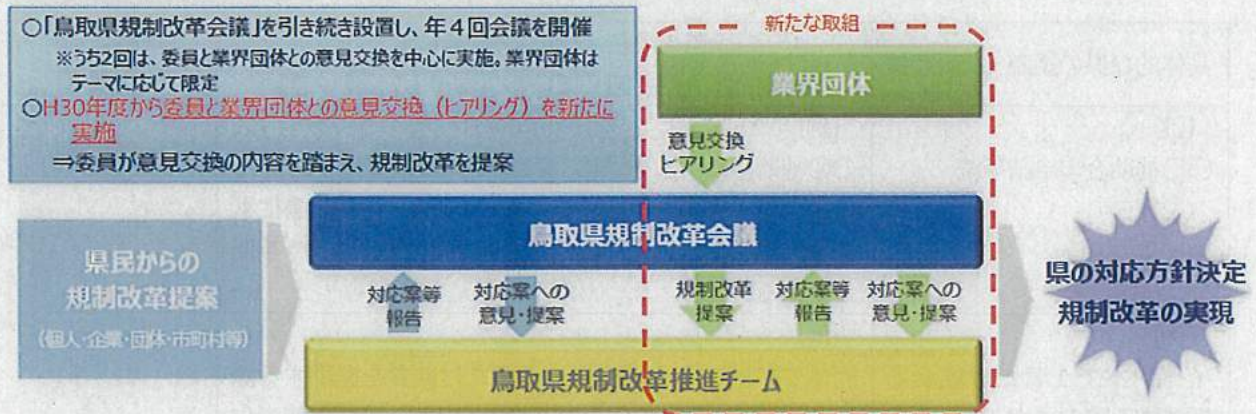
③販売・提供工程

- ・許可施設から仕入れ、検収すること
- ・十分な加熱調理を行い、生食用の提供はしないこと
- ・調理器具は83℃以上の温湯又は200ppm以上の次亜塩素酸Naで消毒すること
- ・食肉は10℃以下で保存し、交差汚染（調理済み食品や加工品が、原材料や下処理をした材料と交わって汚染されること）を防ぐこと 等

平成 30 年度鳥取県規制改革会議の進め方について（案）

平成 30 年 3 月 22 日

1 規制改革の流れ



2 業界団体との意見交換の具体的な進め方

- (1) 委員による業界団体のヒアリング（所要時間：1 時間～1 時間 30 分（30～45 分×2 団体））
- 業界団体が「県の規制・行政手続上、負担を感じている事項」について説明後、ヒアリング。
 - ※当日の議論を深めるため、団体には「負担を感じている具体的な県の規制・行政手続とその内容」について記載した資料（別紙参照）の事前提出を求め、委員及び規制所管課に送付。

<平成 30 年度のヒアリングの候補分野>

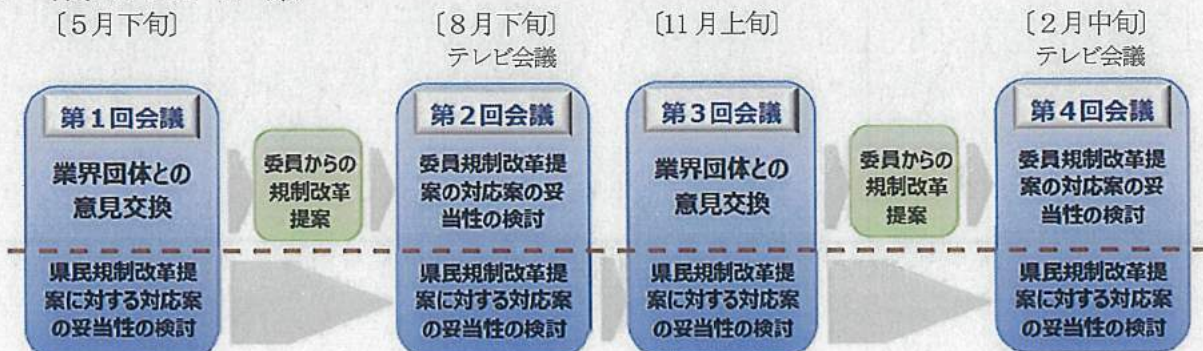
農林水産分野、福祉分野、情報産業分野、建設建築分野、生活衛生分野、商工分野のうち 2 分野

- (2) 委員による規制所管課のヒアリング（所要時間：30 分）
- 規制所管課が「規制・行政手続の必要性やその背景」について説明後、質疑応答
- (3) 委員による規制改革提案（所要時間：30～60 分）
- 意見交換の内容を踏まえ、委員のみ（事務局同席）で規制改革提案を作成。
- (4) その他 業界団体との意見交換及び制度所管課との意見交換のみ公開。

<次回の会議までの動き>

委員からの規制改革提案への対応は、従前どおりとし、チーム長会議を経て次回会議で方針案を回答。委員は、その対応方針の妥当性を検討。

3 年間スケジュール（案）



県の規制・行政手続上、負担と感じている（困っている）事項について

団体名： _____

具体的な県の規制・行政手続	県の規制・行政手続の詳細、 具体的に負担と感じている（困っている）内容	根拠条例等 （空欄可）
<p>(例) 〇〇補助金の申請手続</p>	<p>(例) 〇〇補助金の申請の際に、■■■の情報が記載されている ●●の添付書類を提出するにもかかわらず、申請書にも ●●の添付書類と同様の内容を記入する欄があり、手間 がかかる。</p>	
<p>(例) イベントで1日だけ飲食を 提供する際の届出</p>	<p>(例) 団体にイベントを開催し、1日だけ飲食を提供する際 に、営業類似行為の届出が必要となるが、手続が簡素化 できないか。</p>	

行政手続コスト削減計算書の取りまとめ結果(対象外事務を除く)

(単位:時間)

	補助金			許認可			合計		
	現状	削減後	削減率	現状	削減後	削減率	現状	削減後	削減割合
元気づくり総本部	54,083	37,057	31.5%	3,560	890	75.0%	57,643	37,947	34.2%
危機管理局	243	149	38.7%	0	0	—	243	149	38.7%
総務部	2,293	1,272	44.5%	176	128	27.3%	2,469	1,400	43.3%
地域振興部	70,382	45,280	35.7%	3,704	2,636	28.8%	74,086	47,916	35.3%
観光交流局	87,148	56,512	35.2%	0	0	—	87,148	56,512	35.2%
福祉保健部	181,676	109,943	39.5%	1,866,221	1,388,749	25.6%	2,047,897	1,498,692	26.8%
生活環境部	383,771	153,369	60.0%	407,412	314,336	22.8%	791,183	467,705	40.9%
商工労働部	333,109	220,521	33.8%	19,888	16,492	17.1%	352,997	237,013	32.9%
農林水産部	162,284	107,482	33.8%	116,245	68,613	41.0%	278,529	176,095	36.8%
県土整備部	22,875	17,625	23.0%	293,760	229,744	21.8%	316,635	247,369	21.9%
合計	1,297,864	749,210	42.3%	2,710,966	2,021,588	25.4%	4,008,830	2,770,798	30.9%

【行政手続コストの削減】

県民：行政手続に要する時間の短縮による県民活動の活性化
 職員：書類のチェック等に要する時間の短縮による作業時間の短縮

官民WinWinの関係
働き方改革

＜県の行政手続コスト削減目標＞

許認可及び補助金の手続コストを平成29年度末までに30%以上削減

＜主な取組内容＞

とっとり電子
申請サービスの
活用

- 原則全ての許認可、補助金の手続を電子化することにより、手続時間を短縮（H30年度から新たに電子申請可能となる手続（補助金499件、許認可187件））
 - ✓ 補助金の交付決定通知書、額の確定通知書について、電子署名による電子送付を開始
 - ✓ 許認可手数料等について、クレジットカードによる電子収納を開始

申請書様式・
添付書類の
簡素化等

- 様式の記載項目の見直し・不要な添付書類の削除
- Q&Aの作成・公開により補正時間を短縮
- チェックリストを作成し、書類の添付漏れや誤記入を防止
- 審査手続きを簡素合理化し、審査期間を短縮

県庁内からの規制見直し提案の進捗状況について

○国の規制・事務手続

申請書等の様式、事務手続、制度の見直しに関する提案 21件	
国要望等を行い、見直しが実現又は見直しを検討中のもの 6件 <例> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人認定法が定める軽微な事項の変更があった場合に公益法人が提出する変更届の簡略化 ⇒法人の事務負担を軽減するため、新しいシステムの運用が平成30年度に開始される。 ・准看護師試験実施方法の見直し ⇒准看護師試験について、平成31年度から都道府県以外の指定試験機関への事務委託を可能とする。 	
国要望等を行ったが、見直しが困難との回答があったもの 2件 <例> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模施設特定有線一般放送に係る届出の添付資料の簡素化 ⇒過去に放送施設を違法に設置した事例があったことから、添付資料は簡素化できない。 	
今後も継続して国要望等を行っていくもの 7件 <例> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等の交通手段確保のため、観光施設や宿泊施設等の施設が所有し無償運行している車両を、施設利用者以外の者が有償で利用できるよう規制を緩和 	
国要望等を行わなかったもの 6件 <例> <ul style="list-style-type: none"> ・一般用医薬品の移動販売の許可 ⇒見直しにより、県民の安全・安心が損なわれる可能性があるため。 ・自治体が行う移住のための現地見学ツアーに係る旅行業登録の簡素化 ⇒自治体に関与するツアーについて、平成29年度に一定の緩和が図られたため。 	

○県の規制・事務手続

申請書等の様式、事務手続、制度の見直しに関する提案 28件	
見直しが実現又は見直し対応中のもの 21件 <例> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に市街化調整区域内に係る規制を緩和した。(区域内の孫分家住宅建設の許可、区域内の空き家への移住を目的とした居住の許可) ・不妊治療助成に係る様式を平成30年度から全県(県・市町村)で統一する。 ・平成30年12月発行分から、とっとり子育て応援パスポートの有効期限を3年更新から18歳までに変更する。 ・平成29年度から商工労働部補助金に係る企業情報(定款、登記簿謄本、会社案内、財務諸表、就業規則)を部内で共有化した。(企業から情報の共有希望があった場合に限る) ・平成30年度から企業自立サポート融資申込書の添付書類(残高証明書等)を削減する。 	
見直しを検討中のもの 4件 <例> <ul style="list-style-type: none"> ・青年等就農計画、就農条件整備事業、青年等就農資金に係る提出書類の共通様式化 ⇒共通様式化によりかえって複雑になってしまうため、改めて簡素化の方法を検討する。 	
現行どおり又は見直しが困難なもの 3件 <例> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業などにおける企業側の実情に合わせた会計年度区分の弾力化 ⇒債務負担行為や繰越等を適切に運用することで対応が可能のため、現行どおり。 	

平成29年度第3回鳥取県規制改革会議

日時 平成29年11月10日(金) 15:00~16:30
場所 県庁議会棟3階(特別会議室)

1 開会

2 あいさつ

○井上総務部長

- ・本日は、前回に引き続き、県民の皆様からいただいた御意見、御提案等に対する対応方針、また今までいただいた意見についての状況等も含めて報告をさせていただく。冒頭に3点、トピック的に申し上げます。
- ・1点目として、国の方でも内閣府が事務局となっている同じような規制改革の会議があり、「鳥取県の規制改革の取組についてぜひ知事に話をして欲しい」というリクエストがあったため、先般、国の規制改革会議の行政手続部会において、知事が30分程度のプレゼンを行ってきた。会議には担当の梶山大臣も出席されており、本県の取組が先進的な事例ということで、非常に評価をいただいた。これもこの会議の場で皆様方からいろいろと御意見いただき、取組を進めてきた成果ということであり、まずもって感謝を申し上げます。
- ・2点目として、県も市も今、来年度の予算編成という作業に入っている。県でも先般10月に編成方針通知を出し、全庁的に作業をスタートしているところである。各部局に対しては「こういう規制改革の取組、県民の皆さんやこの会議を通じていただいている御意見・御提案を来年度予算に反映していかないといけない、それを前提に作業を進めよう」ということを通知している。どうしても役所の世界は予算がないと動かないところがある。御意見をしっかりと反映させるという意味でも、そういった観点で予算編成作業に取り組んでいきたい。
- ・3点目は、この会議で、いただいた意見を一つ一つ御議論いただいてきたが、我々としては、もう少し幅広く、いろいろな方から御意見をいただければ、ということがある。担当課でも、様々な業界団体へ話をする等、御意見を寄せていただくように努力しているが、なかなか浸透していないところもある。規制や手続きというものは、県側も県民の皆様や民間企業の方々も含め、ある意味それが当然のようになってしまう。手間がかかる手続や規制も、馴染んでしまっていると、なかなか見直しということにならない。今、国も県も民間企業も含め、働き方改革等でいろいろな見直しを行っており、県の規制や事務手続を今一度見直していくいいチャンスではないかと思っている。そのような中で、幅広い方に御意見を寄せていただくようなやり方についてどういうものがあるか、ぜひアイデアをいただきたいと思っている。

3 報告事項

＜規制改革推進会議第3回行政手続部会における鳥取県の規制改革の取組紹介＞

○中村業務効率推進課長

- ・先ほど井上部長からも紹介があったとおり、10月27日に内閣府の規制改革推進会議の第3回行政手続部会において、知事が鳥取県の規制改革の取組について紹介をする機会があったため、その概要について報告させていただく。
- ・出席された委員の方々からは鳥取県の取組を非常に高く評価していただき、特に皆様方にもお知恵を拝借している補助金や許認可の電子申請、また手数料のクレジット収納など、全国的にもある意味トップランナーだと思うが、先進的な取組に興味を示され、「ぜひともやり遂げてほしい」「全国的にも展開できれば素晴らしい」というような発言をいただいている。
- ・国の規制改革推進会議では、いろいろと省庁横断的な問題が審議されているが、2期目に入り、行政手続部会という部会を作って、行政手続コストの削減目標達成に向けた強力な計画執行に取り組んでいる。ここで国の目標である、向こう3年間で事務手続コストを20%削減することが定められており、鳥取県の目標が意欲的だというお話もあった。委員もこういう業界の有名な方ばかりであり、かなり突っ込んだ議論がなされたかと思う。国の方でも、我々の動きを参考に、また取組が進むのではないかと思っている。

4 協議事項

I 第1回鳥取県規制改革会議で委員から出された提案・意見に係る対応方針案について

[1] 民泊の制度の内容

＜事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等＞

○細井座長

- ・かいつまんで言うと、旅館業法と消防法と建築事業法と食品衛生法との規制がかかってくる、その主たる基準が書いてあるということ。資料も多いことから、また見ていただき、事務局へ質問等していただくということをお願いしたい。

[2] 公文書の電子化の拡大

＜事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等＞

○神戸委員

- ・私たち企業家や会社員はパソコンを使うのは当たり前であり、業務効率化のために電子化が望ましいという思

いはあるが、実際に県民のことを考えると、やはり文書・郵送を希望する方もある。例えば、高齢者やパソコンを持っていない人については、郵送で改めて対応することもあるのか。電子メールを常に読める環境には無い人もいる。はじめから郵送がいいという方も中にはいるかもしれない。そういう対応はどうか教えて欲しい。

⇒選択的に送るとするのは、相手方のことを踏まえてということ。メールがいいという方にはメール、紙でなければ困るという方には紙というやり方だと思う。特に重要な文書、行政処分を伴うようなものについては、基本的に印を押して出すというルールであるため、メール施行というのはいり得ない。お知らせ等であれば、選択的に相手方の要望を聞きながら施行することが可能であり、現在も行っているところである。(業務効率推進課)

[3] 年度末で区切ることが難しい補助金への対応

＜事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等＞

○八木委員

- ・前回 8 月の会議で話をさせていただき、その後、農林水産部から直接電話をいただいた。今説明のあったような「繰越活用があるのだが」という電話で「それは何ですか」というやり取りをしたのを覚えている。やはり県の補助金を扱う事務レベルと、農業関係であれば、営農担当部署との距離が縮まることが、農業者の補助金の活用に繋がるのではないかと考えている。
 - ・中部地震の対応の補助金に関する見直しの例が紹介されているが、こういったところも情報発信と周知を引き続きお願いしたいと思う。あわせて、前回県の補助金と国の補助金の事例をお話したと記憶している。国の方は難しいと思うが、それはこれからの課題ということではどうか。
- ⇒国も制度を設けてあるはずであり、県がそれを阻害するようなことのないこと、皆さんにしっかり周知すること、もし国で繰越が認められていないようであれば、そこは当然働きかけていくということやっていきたい。国庫補助を受けて工事をし、それを繰り越すというようなことは県も行っている。補助事業者の立場に立って、使いやすさように考えていきたい。(業務効率推進課)

○前田委員

- ・申請者が使いにくいという意味では、福祉の関係でも同じようなことが起こっている。社会福祉協議会では、県の補助を得て支え愛マップづくりの事業を実施している。このマップづくりは、自治会や町内会で要援護者の方を地図に落とし、災害時に避難を支援していくという趣旨で始められたもの。平成 24 年度から始まり、災害時に非常に有効であるとして全県で取り組んでいるが、県の予算ができてから社協で募集をかけるのが 6～7 月となる。町内会の会計期間は 1 月から 12 月であり、実質的に町内会や自治会の役員の任期が終わる頃になってから募集をかけることになるため、せっかくいい制度なのに活用していただけないということが起こっている。何かの形で、早く募集をかけられるようになればありがたい。
 - ・また、この事業もそうであるが、県と市の補助が 2 分の 1 ずつとなっており、市町村の予算措置がなければ実施できないという事業が結構ある。そのあたりを県から市町村に働きかけていただけると、スムーズに活用されるのではないかと考える。
- ⇒1 点目の町内会の会計時期については、確におっしゃるとおりだと思う。募集時期を早めるための手段もあると思うので、御意見を踏まえ、担当部局と話をしてみる。2 点目の市町村予算については、もちろん県も必要と考えて予算化している事業であるので、市町村の御理解を得るようにしっかり努力してまいりたい。(業務効率推進課)

○細井座長

- ・全庁的に点検するよう指示を行い、結果 2 件の見直しが報告されたということであるが、他の制度は使いにくいという判断だったということではどうか。この使いにくい補助金というのは、繰越という意味で、ということか。
- ⇒他にも手続きが面倒である等の使いにくさはあろうかと思うが、御提案いただいたのが補助金の周期の話であったため、そういう意味での点検を全庁的に行ったものである。(業務効率推進課)

[4] 県のホームページに掲載されている補助事業の情報のスマートフォンへの対応

＜事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等＞

○八木委員

- ・これは、現場で農家と直接関わる方の意見の中で、使い勝手が悪いねという話があったもの。今はスマートフォンが普及しているので、これを利用したスピード感のある動きが大事という意見であった。商工労働部の取組が、30 年度の新しい動きに繋がっているとお聞きした。引き続きよろしくお願ひしたい。

○細井座長

- ・キーワードで検索できるようにして欲しいという話もあったが、こういう機能も作るということか。
- ⇒そうである。(業務効率推進課)

[5] 電子化の推進にあたっての教育

＜事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等＞

○藤井委員

- ・大変よい取組だとは思いますが、実際にどれくらい電子申請が活用されているのか。

⇒4月の運用開始から先週までの間に、アンケート等も含め、1,900件程度の申請を受け付けている。(情報政策課)

○上田委員

・共有パソコンでは確かに個人情報の漏洩が怖いと思う。コールセンターも親切に対応されると思うが、人によっては、電話で聞いただけでは分からない方もあると思う。もし可能であれば、基本的な操作が分からない人向けのパソコン講座のような機会を設けていただいたら、そのような方もスムーズに理解しやすく、コールセンターへの質問の頻度も減るのではないかと。

⇒パソコン教室は民間でも行われている。行政としても電子化を普及したいところではあるが、民業圧迫という観点もあり、その兼ね合いが非常に難しいのではないかと感じる。もちろん問合せがあれば教ええないということはないが、パソコン講座を県が開催するかという点に関しては、違う方向からの意見もあるかと思われるので、少し慎重に取り扱わせていただきたい。(業務効率推進課)

○上田委員

・コールセンターでは電話をかけてくる方の理解度が分かる何かがあるか。

⇒理解度が低い方から、専門的な質問をしてこられる方まで様々であると思うが、コールセンター自体がこのシステムをつくったベンダーの中に設置してあるため、幅広い対応ができていると思っている。(情報政策課)

○神戸委員

・この方針案の内容は、各自がパソコンを持っている前提の話だと思う。気になっているのは、みんながパソコンを持っているとは限らない、でも、効率を上げるためにできれば電子化を進めたい、というところ。

・前回も、行政機関に無料でパソコンを貸していただけたところがあればいいと申し上げた。第三者に履歴が残ったらずいという話があったが、実際に確定申告等は、みんな共有でやっている。期間限定の現場対応者が履歴を消すなど、いろいろと対応している。人件費は発生するが、このような人を配置する日をあらかじめPRしておき、あの時間帯に行けば誰かが教えてくれる、ちょっとサポートしてくれる、ということがあれば、履歴の削除もきちんと言われることで安心度も高まり、電子申請が広がっていくのではないかと思う。

⇒具体的な提案に感謝する。誰かがついていけば確実性は担保できるということは分かるし、毎日ではなくても特定の期間に来ていただくというのは、確かにやり方としてあるかと思う。予算要求の時期でもあり、内部で少し考えさせていただきたい。(業務効率推進課)

⇒確定申告のように一定期間に皆さんが同様のことをやるのであれば対応しやすい面はあると思うが、様々な申請等が、年中いつ何があるかわからないという状態の場合、人の配置は難しいのではないかと。それよりも、ある程度パソコンが使える人を対象に申請しやすいフォーム等を常にリニューアルし、考えていくことが必要かと思う。そのような観点からも、不断の見直しを行っていく必要があるかと思う。(亀井行財政改革局長)

○藤井委員

・先ほど話の出たスマートフォンの「とっとり産業支援ナビ」はすごく良いと思うが、これにアクセスした際は電話番号か何かが出てくるのか。実際に聞いてみたいことがある場合、担当課に電話が繋がればなお良い。情報が見られるだけでなく、どこに問い合わせたらよいか分かった方がよいと思う。

⇒例えばお店を探す際にも、電話番号が一緒に出ていて、ワンタップでそのまま電話をかけられるような仕組みがある。現在新しいものをリニューアルしており、そういう点も含めて考えていきたい。(業務効率推進課)

○細井座長

・電子申請を今後進めていくことは、県庁にとっても業務の効率化であり、ひいては県民のためにもなるということであるが、県庁だけが推進して県民がついていけないと困るので、広くいろいろな部分を考えてほしいという御意見かと思う。引き続き様々な検討をしていただき、新しい施策に入れていただきたい。

II 県民からの規制改革提案に係る対応方策案について

[1] 認定こども園設置基準の緩和

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○上田委員

・確かに子どものアレルギーは怖いため、慎重であるのは理解できる。ただ、アレルギーの具体的な情報を保護者とこども園が共有した上で、そのこども園と外部委託の会社がきちんと情報共有できれば、外部搬入を全部不可としなくてもいいのではないかと少し思う。そういう形ではどうなのか。

⇒現在、国で評価・検証が行われているところであるが、実際に構造改革特区で未満児の外部搬入を行っている公立園では、弊害がどんどん出てきている状況にある。中には、アレルギー食を提供しない、除去食を用意しない園であるとか、離乳食が何段階かあるところを細かく用意ができていない園などが、調査で明らかになっているところである。条件をつけて緩和すればいいのではないかと。ということだと思うが、その状況も見極めながら、県の方でも対応を考えていきたい。(子育て応援課)

○八木委員

・保育園、幼稚園、認定こども園の3種があるイメージであるが、認定こども園の認定の動きは多いのか。そもそも県内、あるいは鳥取市においてどのような状況にあるか。

⇒もともと認定こども園という概念は何年か前からできていたが、平成27年度に子ども・子育て新制度というものが始まった。認定こども園もいろいろな型があり、幼稚園の場合は保育が家庭でできるかできない

かにかかわらず3歳以上児からの預かりとなるが、保育が必要な子どもも、教育だけですむ子どもも両方を一体的に見ましようというのが認定こども園である。幼稚園は3歳以上児、保育所は0歳児からというのが大まかな流れであり、保育所は保育が必要な人、保護者が就労している人が入所する。認定こども園の場合は、いったん就労して認定こども園に入所した場合、途中で仕事をやめても退所しなくてよいというメリットがある。保護者の就労スタイルに合わせて選択できるよう、主に待機児童が発生している3歳未満児の受け皿の拡大に繋がるよう、県としては幼稚園に認定こども園への移行をお願いしているところである。だが、幼稚園が未満児を預かることとなると、調理室等の設備基準や対応するスタッフの資格等、様々な面で異なってくる。幼稚園は幼稚園教諭の免許が必要、認定こども園では保育士と幼稚園教諭の両方が必要、保育所であれば保育士だけでよい等の違いがあり、全国的に認定こども園への移行が進んでいないのが現状である。(子育て応援課)

○八木委員

・鳥取市には認定こども園が何園あるのか。

⇒認定こども園にはいろいろな型があるが、鳥取市には私立幼稚園の幼保連携型の認定こども園が5園ある。さくら幼稚園・さくら保育園、ひかりこども園、鳥取第四幼稚園、第二幼稚園、及びいなほ幼稚園の5園である。また保育所型認定こども園という、保育所とほとんど同じ型の認定こども園で民間企業が運営しているものが1園あり、合計6園である。(子育て応援課)

○前田委員

・待機児童について、年度途中には若干出るが年度初めはゼロと聞いているが、提案内容の一番上に書いてあるように、全ての家庭が第一希望の保育所に入れるわけではない。ある人は、10箇所くらいの希望を書いて、どこに入れるか分からない状況だと聞いている。実態として、自分の希望とはかけ離れたところに入るというケースが多いのか。

⇒どの程度の割合が第一希望に入れていないのかいうところまでは把握できていないが、確かに十何位ぐらゐまで希望を書くところもあると聞いている。どこの市町村が第何位まで書かせているかは、把握していない。(子育て応援課)

○細井座長

・特区が公立に限定されているが、私立は差別しているのか。

⇒もともと3歳以上児についても公立から特区が始まり、それが私立にも拡大したという背景があったと記憶している。公立の場合は、学校給食センター等を共用して効率化を図るというような面で特区が認められていると承知している。私立においても調理施設を集約するようなことが選択肢として考えられるかもしれないが、現在の公立での評価の状況を見守っていききたい。(子育て応援課)

Ⅲ 第2回鳥取県規制改革会議の提出案件の検討結果について

[1] 道路、河川等の占用・使用許可更新手続きに係る添付書類の省略

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○藤井委員

・このような申請はどのような方が行うのか。土木関係の方がするのか。

⇒多くは公共施設、電柱、水道管、ガス管、交通信号等の業務を受けている業者が申請を出されることが多い。(業務効率推進課)

[2] 自然保護ボランティア制度に係る情報提供方法の見直し

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等なし>

[3] その他

○細井座長

・前回の会議の際、有害鳥獣について、捕獲するだけでなく、その後の利用上の規制等についても次回説明してほしいというような意見があったかと思うが。

○八木委員

・今回は追加の内容を用意していないが、免許か何かがあるということだったか。

⇒食肉処理業という食品の条例に基づいた営業許可が必要である。本人の免許というよりも、施設に対しての衛生面での許可という形になっており、衛生面が担保された施設で業を営んでいただくことになろうかと思う。また次回、資料を整えて議論させていただき、その上で「その部分は厳しいのではないか」「もう少し緩和ができるのではないか」という御意見があればいただきたい。(業務効率推進課)

5 その他

<平成30年度の鳥取県規制改革会議の進め方について>

○中村業務効率推進課長

・来年度の会議については、冒頭に部長からも申し上げたとおり、もっと幅広く御意見をいただきたいと考えている。我々も様々な団体へ声がけを行い、事業者から具体的な声を酌み上げて提案いただけないかという

お願いをしているが、なかなか繋がっていかない。あるとすれば、補助金の種類を増やして欲しい、額を増やして欲しいという話であり、それはちょっと違いますねという話をしているところ。

- ・来年度は委員の皆様方とテーマを決めて、年に2回ぐらい業界団体の方に出席いただき、相對して話をしながら、県の施策が進みにくいところや利用者が困っているところを委員の皆様に見つけていただき、それを我々が改善していくという、新たなスキームに取り組みたいと考えている。
- ・県民からの規制改革提案は従来どおりのやり方で受付を継続していくが、新たな取組として規制改革会議の場で業界団体との意見交換、ヒアリングを行い、その上で県が対応方針を考えるという流れも加えてみたい。全4回の会議のうち2回は意見交換を行い、次回の会議で提案に対する答えを返していく形を考えている。開催回数は変わらないが、少し中身に工夫を加え、提案いただける数を増やしていきたいと考えているところである。

○神戸委員

- ・私たちが守秘義務があることは重々分かっており、地元の人に聞いてみようとんでも線引きが難しい。何に困っているか話を聞くことはイメージしても、「これ以上言うといけない」「これ以上聞くとまた難しい」というところで悶々としていた。新たな取組として公の場所でヒアリングができるということは、非常に私たちが動きやすいし、安心してできるかと思う。とても期待している。

○八木委員

- ・ちょっとイメージがつかめないのが正直なところ。例えば業界団体からはどういう方が来られる感じになるのか。
⇒生の声を聞かせてくださいということで、いろいろな団体をお願いしようと思っている。上の役職ばかりではなく、現場に近い人にも出てきていただきたい。いろいろな年齢の幅広い層の方に出ていただき、現場ではこんなことが困っている、事務ではこんなことに困っている等、いろいろな意見をいただいて、「それは直すべきだね」というような意見交換を行っていただきたい。委員の皆さまは絶対に味方であるので、県には言いにくいけれども、委員さんにはどんどん言ってしまうところもあるかと思う。そういう活発な意見交換の中から、よりよい提案が出てくるのを期待している。(業務効率推進課)

○八木委員

- ・私の立場からは、今まで現場の意見を酌んで提案をしているという流れがあった。それを行わずに、実際来られたときに、どんどん意見を言ってくださいというイメージでいいのかどうか。逆にそのほうが生の意見になり、活発な議論に繋がるかとも思う。テーマによって、どこの団体を呼ぶかというのは県にお任せになるかと思うが。
⇒おっしゃるとおりであり、いろいろお願いしていた部分を省き、直接やりとりの中で聞いていければと思っている。団体も多岐にわたるが、来年で終わるわけでもないので、順次やっていきたい。相手方の希望も踏まえ、委員や座長へも御相談しながら、どういう団体から呼んでいくかを取りまとめ、来年度1回目から始めていきたいと思っている。事務方とすれば、恐らく意見がたくさん出て今より忙しくなるのではないかと思うが、それが会議を設置した真の狙いであるので、活発にやっていきたい。(業務効率推進課)

○石賀委員

- ・あらかじめ、今回の提案と方針案について勉強してきたが、市の職員としては内容に納得している。逆に倉吉市は電子化やホームページを使った情報発信・PRが弱いところであるため、持ち帰って、ぜひ参考にさせていただきたい。移住定住等の、県外の方と繋がる部分については、ポータルサイトを設けている部署もあるが、横展開を図っていければと思う。
- ・1回目の会議にあった、申請書の記入例をあわせてホームページに掲載するという点も、早速倉吉市で提案をし、ぜひやろうということで採用された。また、構造改革特区の制度において、倉吉市は先月ワイン特区の申請を行ったところである。現在、蜂蜜リキュールの特区を既に取りつつあるが、今回同じ酒税法の関係でワイン特区の申請をしており、年末か年明けぐらいには、恐らく認可をいただけるのではないかと思う。そういった動きもしていることを報告させていただく。

○細井座長

- ・これは会議1回に1団体ということになるか。それとも複数の団体から話を聞くことになるか。
⇒基本的には1団体で考えている。県民提案の様子にもよるが、今回のように1件のみというような場合は、2団体というやり方もあるかと思う。(業務効率推進課)

<委員からの提案について>

○細井座長

- ・委員の皆様から次回に向けての新たな規制改革の提案があれば、ぜひいただきたい。

○八木委員

- ・鳥取県の人材確保という観点で、1点要望がある。今、鳥取県には「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」という制度がある。これは、奨学金を得て大学に入り、例えば看護師や薬剤師になって戻ってきた方に対して、奨学金の返還を助成する制度であるが、この対象業種を拡大していただけないかということである。我々JAグループも農業協同組合という組織であるが、今は対象に入っていない。鳥取県はそれこそ農業県でもあるため、第一次産業の活性化というところも含めて検討いただきたい。今、知事への要望について農林水産部から商工労働部に動きを繋いでいただいているところ。農業協同組合や農業という観点だけではなく、JF(漁業協同組合)や森林組合など、農林水産関係で鳥取県に戻ってくる優秀な人材の確保のためにも、

こういった奨学金の返済支援の取組を拡大していただきたい。他にも鳥取県の人材確保のために旅館業等にも対象枠が拡大している動きがあるが、人口が減ってきている中、若い方に元気を出して鳥取に戻っていただけるような支援が、今後の鳥取の活性化に繋がるのではないかと。規制改革会議での要望には合わないところもあるが、全庁を巡る発展的な動きに繋がればと思う。

→農林水産部から商工労働部に繋いでいるということであり、恐らく来年度の予算編成の中で検討されていると思う。この助成は、その対象業種の業界から一定の御寄附をいただき、協働でやっていくというスキームだったと思うが、制度設計や実際の予算化等について確認してみたいと思う。(亀井行財政改革局長)

○細井座長

・最初は薬剤師とITからスタートして徐々に広がってきているが、それをもっと広くということだと思ふ。

○前田委員

・福祉関係でも28年度に保育士を助成対象に加えていただいた。実は30年度に向けて、介護の分野を加えてほしいということで要望していたのだが、業界団体がまとまらず、実現が難しいという話になっている。先ほど局長の言われた1割の寄附金がネックになっていることや、大学卒業ということで国の補助事業で国庫が絡んでくる関係もあり、専門学校に門戸を広げると、その業界団体が被る部分が大きくなるということもある。他の業種に関しても恐らくそういう問題があると思うので、その点も含め、ぜひ前向きに検討をお願いしたい。

○藤井委員

・確かに農林水産業も大変であるが、世の中の中心はサービス業であると思う。今一番大きな問題として、最低賃金が非常に上がっている。いたるところにポスターが貼ってあるが、皆さんに聞くと「苦しい」と。給料を上げてあげたいのはやまやまであるが、本当にそのままにしていると企業は潰れていく。今たくさん企業がどんどん潰れていっている。こここのところのマッチングをどうしたらいいのか。新しいものに切りかえていく、新しいものを導入して古いものを変える。本当に今、大きな峠に来ているという感じである。協力し合って、一緒にやっていきたいと思う。

○細井座長

・大学も「地元定着をさせろ」と目標の指標まで求められて、いろいろ苦しんでいるところ。やはりその中でもこの事業はかなり有効だと期待しており、私の方からもぜひよろしくお願ひしたい。

○上田委員

・最近、地元は好きだけれど、仕事がないから鳥取に帰れないという方の話を聞く。ぜひ鳥取を好きな人が鳥取県内で働いていけるように、みんなで話していきたいと思う。

○細井座長

・大学でも、働き場所を作るために起業家精神をもっとたたき込めとか、いろいろなことを中では言っているが、なかなか難しい。起業家教育とは一体どうしたらいいのか。こうやれば成功する、必ず産業を興せる、というものが何かあればよいが、我々も苦労しているところ。

・奨学金のイメージも我々が思っているのとは全然違っている。借りてくるのはタダ、というような昔の感覚とは違い、今は純粋な借金を抱えて卒業していくという時代。本当にこれは何とか助けてあげたいと思っている。よろしくお願ひしたい

6 閉会あいさつ

○亀井行財政改革局長

・本日も熱心な議論、協議に感謝申し上げる。総務部長から冒頭申し上げたとおり、先般、知事が内閣府で本県の規制改革の動きについてプレゼンを行ったが、国の方からしてみると「何で鳥取県はこんなに進んでるんだろうか」という点が疑問のようである。やはり図体がでかければ、なかなかやろうとすることもできない。それに比べて鳥取県は、一番小さな県であるからこそ、このような形でいろいろと議論をさせていただき、屋外広告物の関係や添付書類の関係など、一つ一つは小さなことかもしれないが、それらを積み重ねることが容易にできる環境にあると思う。我々行政の職員は、いただいた御意見を横にどんどん展開していき、1のものを10にする、100にする、そういったことによって様々な規制改革を進めていきたい。

・今、まさに予算編成の真ただ中であり、既に関係部局で要求されているものもあるが、いただいた御意見で予算に反映できるものは行っていきたい。我々行政職員は、このような形でいろいろと意見を言っていたり、外から叩かれたりしなければ、なかなか変えることができないところもある。これからも引き続き忌憚のない御意見をいただき、本県の規制改革の動きを進めていきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

7 閉会

○事務局

・次回の会議は2月頃に開催を予定。天候を考慮しつつ、基本はテレビ会議での開催としたい。

鳥取県規制改革会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県規制改革会議（以下「規制改革会議」という。）に関し、運営に必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 規制改革会議は、規制の見直しに係る提案等に関する事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県における規制の改革に関する事項
- (2) 国に対する規制改革の要望に関する事項
- (3) 行政手続きの効率化に関する事項
- (4) 行政業務への民間活力の導入に関する事項
- (5) その他規制の見直し等について必要な事項

(組織)

第3条 規制改革会議は、委員8名をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験等を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、任命の日から平成31年3月31日までとする。
- 3 委員は再任されることができる。

(座長)

第5条 規制改革会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、規制改革会議を代表する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 規制改革会議の会議は、規制改革会議の庶務を行う所属の長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 規制改革会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 規制改革会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 会議には、必要に応じ、調査審議する事項について専門的知見を有する識者等を参考人として招聘し、その意見又は説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を辞した後も同様とする。

(庶務)

第8条 規制改革会議の庶務は、鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、規制改革会議の運営に必要な事項は、規制改革会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。

